

# 木耐協 技術通信

2006年  
4月号

技術的なご質問・ご相談などは・・・

- 組合員専用ホームページ「安齋先生への質問コーナー」よりお気軽にお問い合わせ下さい
- 直接お電話でのご相談の場合は、木耐協事務局まで。  
毎週金曜日10:00～17:00 TEL:048-224-8316

監修：日本木造住宅耐震補強事業者協同組合 技術顧問 安齋正弘 TEL：03-5510-5551 FAX：03-5510-5552



いよいよ今月からスタートする新診断法への移行に伴い、皆様にお使いいただく「現地調査票」も新しくなります。

そこで今回は、新しい「現地調査票」の記入に関する注意事項について取り上げたいと思います。始まったばかりで不明な点も多いかと思いますが、一緒に勉強していきましょう。

\*\*\*\*\*

これまで使用していた「現地調査票」と比べて、新しい「現地調査票」では記入いただく項目も増えています。

記入に関する注意事項は、新しい「現地調査票」(先日事務局からお送りしたサンプルをご覧ください)の表紙裏に”記入マニュアル”がありますので、熟読ください。特に注意すべき点を以下にまとめましたので、記入不備などがないように注意しましょう。

## ～ 新現地調査票及び診断結果報告書についての注意事項【重要】～

- 太枠内  は必ずご記入ください。
- 現地調査票2枚目のお客様控えは必ず、お客様にお渡しください。
- 仕様が2種類以上ある場合
  - ・建物重量や床仕様など一種類しか選択が出来ない項目は評価の悪いほうを採用してください。
  - ・接合部仕様や基礎仕様等、一部分のみが異なる場合は、平面図に範囲・仕様を記入してください。
- 「半カベ」の記入
  - ・半カベは点線で図示し、半カベ側に「半カベ」と記入してください。
- 「戸」の記入
  - ・外周部はすべて窓として入力いたします。
  - ・玄関部または補強したくない開口部には必ず「戸」と記入してください。
- 「補強不可壁」の記入
  - ・補強不可壁には必ず×印を記入してください。
- 「部屋名・材質」の記入
  - ・平面図に部屋名・材質の記入がない場合には「倍率 0」とみなします。部屋名称は表現が異なる場合がございます。(下記参照)
- 基礎・地盤の注意事項
  - ・現地調査票のチェック欄の、「施されている対策の程度」が必要な項目には必ずチェックしてください。
  - ・基礎・地盤についての注意事項は、すべて印字されます。該当しない項目は必ず線を引くなどして消してください。
  - ・また、総合評価のページの注意事項部分は空白となります。担当の耐震技術認定者の方は、必ず診断物件に即した注意事項をご記入ください。
- 補強プラン生成時
  - ・基礎・劣化度・屋根の改善がない場合は、比較的補強壁が多く出る傾向にありますのでご了承ください。

